

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月

社会保険事務所の記録では、昭和 53 年 10 月が未加入となっていたが、私が保存している国民年金保険料の領収書には、同年 10 月、11 月分と記入されている。A 市の印鑑が押してあるにもかかわらず、社会保険事務所の記録が同年 11 月からとなっているので、10 月分を払い戻す(還付する。)と言われた。当時の保険料は 1 か月分が 2,730 円で、今は 1 万 4,000 円程度であり、行政の手落ちで収納しておいて間違っていたから返金すればよいという問題ではないように思う。

領収書を添付するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月の国民年金保険料を納付した際の領収書 (A 市発行) を所持しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

一方、保険料を納付していたものと認められるが、申立人は、昭和 53 年 11 月 8 日に国民年金の任意加入の手続を行っており、この時点において、申立期間は任意加入対象期間であることから、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、申立期間は保険料を納付することができない期間である。

しかしながら、申立期間の保険料を還付された事実は認められず、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由としてこの保険料納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から50年3月まで

「市政だより」により、特例として20歳にさかのぼって加入し、国民年金をまとめて納められる制度があることを知った。妻が支所に相談に行き、その後、夫婦で話し合って加入を決め、夫婦二人分の手続を済ませ、二人分の保険料（7万円程度だと記憶している。）は一括してA銀行B支店又は郵便局で納付した。

当時、実家の身内に市役所や社会保険事務所に勤めていた者がおり、とにかく年金には加入して継続して納めておくようにと言われていたので、申立期間だけが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、市政だよりを見て特例納付制度を知ったとして、いるところ、市政だよりでは、第2回目の特例納付について49年及び50年に数度にわたり案内をしていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、夫婦連番で昭和50年10月ごろに払い出されたものと推認できる上、市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿には、備考欄に特例納付、過年度及び現年度の国民年金保険料の納付書を同年12月11日に送付したことなどが記載されていることから、特例納付するため加入手続を行ったとする申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、保険料を夫婦合わせて7万円程度一括して納付したとして、いるところ、被保険者名簿の備考欄に記載されている保険料額（特例納付、過年度及び現年度保険料の合計）に基づき算出した過年度保険料（昭和48年10月から50年3月まで）及び現年度保険料（昭和50年4月から同年9月ま

で)の合計額は夫婦合わせて6万2,700円となり、申立人の供述している額とおおむね一致することから、申立人は、夫婦で過年度保険料と現年度保険料(納付記録あり。)を一括して納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、すべて保険料を納付し、加入手続後の昭和50年10月から7年間は付加保険料も納付しており、納付意欲は高かったものと認められることから、未納を少しでも解消しようと遡及^{そきゅう}納付したと考えられる。

一方、申立人が夫婦で申立期間の保険料のうち特例納付分及び過年度納付分の保険料を一括して納付した場合の合計額は27万5,400円となり、申立人が一括して納付したとする保険料額(夫婦合わせて7万円程度)と大幅に相違していることから、申立人は特例納付が可能な期間(昭和36年9月から48年3月まで)の保険料まで納付したとは考え難い。また、昭和48年4月から同年9月までは、特例納付の対象期間となっておらず、時効により過年度納付もできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年3月まで

「市政だより」により、特例としてさかのぼって加入し、国民年金をまとめて納められる制度があることを知った。支所に相談に行き、その後、夫婦で話し合って加入を決め、夫婦二人分の手続を済ませ、二人分の保険料（7万円程度だと記憶している。）は一括してA銀行B支店又は郵便局で納付した。

当時、実家の身内に市役所や社会保険事務所に勤めていた者がおり、とにかく年金には加入して継続して納めておくようにと言われていたので、申立期間だけが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、市政だよりを見て特例納付制度を知ったと述べているところ、市政だよりでは、第2回目の特例納付について49年及び50年に数度にわたり案内をしていることが確認できる。

また、社会保険事務所に保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号（結婚後に新規取得）は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、夫婦連番で昭和50年10月ごろに払い出されたものと推認できる上、市が保存する申立人の国民年金被保険者名簿には、備考欄に特例納付、過年度及び現年度の国民年金保険料の納付書を同年12月11日に送付したことなどが記載されていることから、特例納付するため加入手続を行ったとする申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、保険料を夫婦合わせて7万円程度一括して納付したと述べているところ、被保険者名簿の備考欄に記載されている保険料額（特例納付、過年度及び現年度保険料の合計）に基づき算出した過年度保険料（昭和48年10月から50年3月まで）及び現年度保険料（昭和50年4月から同年9月ま

で)の合計額は夫婦合わせて6万2,700円となり、申立人の供述している額とおおむね一致することから、申立人は、夫婦で過年度保険料と現年度保険料(納付記録あり。)を一括して納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、すべて保険料を納付し、加入手続後の昭和50年10月以降の7年2か月間は付加保険料も納付しており、納付意欲は高かったものと認められることから、未納を少しでも解消しようと遡^{そきゅう}及納付したと考えられる。

一方、申立人が夫婦で特例納付分及び過年度納付分の保険料を一括して納付した場合の合計額は27万5,400円となり、申立人が一括して納付したとする保険料額(夫婦合わせて7万円程度)と大幅に相違していることから、申立人は特例納付が可能な期間(昭和43年4月から48年3月まで)の保険料まで納付したとは考え難い。また、昭和48年4月から同年9月までは、特例納付の対象期間となっておらず、時効により過年度納付もできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 15 日から同年 9 月 7 日まで
② 昭和 36 年 10 月 27 日から 39 年 5 月 23 日まで
③ 昭和 39 年 7 月 20 日から 40 年 7 月 1 日まで

私が、A 郵便局（申立期間①）及び B 社（申立期間②及び③）に勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、脱退手当金を受けたことになっている。

当時は、子供が小さく、育児に専念しており、脱退手当金を受けた覚えは無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所である B 社の厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 12 か月であるとともに、B 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びその前後計 87 ページに記載されている女性従業員について脱退手当金の支給状況を調査したところ、退職時において脱退手当金の支給要件を満たしている者 19 人のうち、申立人にのみ脱退手当金の支給記録があり、かつ、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「脱退手当金の代理請求は行っていない。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、本人請求であるとすれば、4 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年2月は17万円、同年3月から同年7月までは20万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月及び同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、18年1月は24万円、同年8月は28万円、同年9月から19年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年2月1日から18年2月25日まで
② 平成18年8月1日から19年9月1日まで

私は、平成14年6月にA社に入社し、売上金額を達成すれば正社員扱いにすると言われ、同月中に達成したが、「すぐ辞める人が多いので、半年様子を見させてくれ。」という話があり、その後15年2月から厚生年金保険の被保険者となった。同社を辞めて18年7月に再入社した時も、厚生年金保険への加入は18年8月からであった。

社会保険庁の記録では、例えば申立期間①の標準報酬月額はすべて11万8,000円となっており、実際の給与月額に比べて低額なものとなっている。給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報

酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、平成15年2月は17万円、同年3月から同年7月までは20万円、同年8月は24万円、同年9月は26万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月及び16年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月及び同年4月は24万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、17年1月及び同年2月は24万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は26万円、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、18年1月は24万円、同年8月は28万円、同年9月から19年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和43年6月25日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月1日から同年5月25日まで
② 昭和43年6月25日から同年9月1日まで

私は、昭和36年4月1日に、B社に正社員として入社し、同社がA社に社名変更した後も、平成11年10月21日まで1日の空白も無く勤務しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間①及び②にB社及びA社に勤務していたことは、申立人が所持する退職証明書により確認できる上、申立期間②については、申立人の雇用保険加入記録によりその勤務実態が確認できる。また、A社は昭和43年6月24日に法人登記されたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和43年6月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、A社が同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立期間②においては、A社は厚生年金保険の適用事業所とはされていないが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人を含む5人の被保険者資格取得日が昭和43年6月25日と記載され、同年7月17日付けで社会保険事務所において受け付けられたことが確認できる。

また、同事業所の新規適用日が昭和43年9月1日となっていることについて、C社会保険事務局管内においては、適用申請があった場合、給与の支払実績等の確認後の適用となるため、適用年月日は申請日から1、2か月後となる場合があったことが確認できる。

さらに、同事業所は当該被保険者資格取得届時点で既に法人格を有しており、社会保険事務所は、同事業所がその時点で厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていることは容易に確認できる状況であったと考えられ、適用日を昭和43年9月1日とすべき特段の理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての要件を具備したものとして、新規適用に係る届出を昭和43年7月17日に社会保険事務所に行ったにもかかわらず、社会保険事務所の事務手続のルールに基づき、法令に定めるところとは異なる処理を行った結果、申立人の資格取得日が事実と異なる日付（昭和43年9月1日資格取得）で記録されたものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和43年7月17日付けで社会保険事務所において受け付けられた前述の資格取得届により確認できる標準報酬月額から、5万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が所持する退職証明書により、申立人は、B社に勤務していたと認められるが、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じく昭和36年5月25日に被保険者資格を取得した同僚6人が確認できる上、申立期間①前後の同僚においても、複数名がそれぞれ同日に被保険者資格を取得していることから、同事業所は、一定期間内に採用した者をまとめて加入させていたものと推測される。

また、A社では、申立期間①当時の社会保険関係の書類等は残存しないとし、ほかに申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年12月1日まで

私がA社に勤務していた昭和39年4月1日から同年11月30日までの8か月間が厚生年金保険の未加入期間とされている。申立期間は、同社D支店からC支店へ転勤した時期であり、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る職員台帳及び同社が申立人に授与した永年勤続表彰状（10年表彰状、20年表彰状）並びに申立人のE国民健康保険組合への加入期間から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る職員台帳から昭和39年4月1日であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和39年12月の社会保険庁のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いと不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和39年12月1日を資格

取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年11月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和57年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月16日から同年9月16日まで

社会保険庁の記録では、A社のC工場からD工場へ転勤する前の、昭和57年8月16日から同年9月16日までの1か月の厚生年金保険被保険者期間が抜け落ちている。しかし、私は、昭和38年4月1日から平成13年3月31日まで継続勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立人に係る在籍期間証明書及び雇用保険被保険者記録並びに申立人が所持する申立期間の給与明細書により、申立人が申立事業所に継続して勤務し（昭和57年9月16日にA社C工場からD工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年4月24日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年4月24日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における被保険者資格取得日を同年4月24日とし、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの標準報酬月額を20万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月24日から同年12月1日まで

私は、申立期間当時、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険事務所の記録によると、年金記録が無いので、厚生年金被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年4月24日、資格喪失日が12年12月1日とされ、当該期間のうち、元年4月24日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立事業所による申立人に係る在籍証明書及び申立事業所が加入していたC健康保険組合が保管する「健康保険被保険者台帳」から、申立人は、申立事業所に平成元年4月24日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C健康保険組合が保管する被保険者台帳等から、平成元年4月から同年9月までは20万円、同年10月及び同

年 11 月は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格取得に係る届出を社会保険事務所に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 8 日から 31 年 6 月 3 日まで

私は、昭和 30 年 4 月に同級生 3 人と A 社に入社して 31 年 10 月まで勤めた。同時に入社した同級生の B 氏及び C 氏は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が入社 4 か月後の 30 年 8 月 8 日になっているが、私は、両氏より 10 か月遅れで 31 年 6 月 3 日となっている。会社が私の資格取得年月日を故意に遅らすとは考えられないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の同僚（同級生）が提出した申立人の在籍を証明する文書及び申立人が保管していた日記帳の記録等から、申立人は、申立期間に申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書により、申立人が昭和 31 年 6 月 3 日に資格取得していることが確認できる。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人（整理番号：*番）の前後計 3 人の当初の資格取得年月日は、昭和 31 年 7 月 1 日（1 人）又は同年 10 月 2 日（同級生の 2 人）から 30 年 8 月 8 日に遡及訂正されており、同級生 2 人の遡及訂正時期は、当初の資格取得年月日（資格取得届の提出期限は、資格取得した月の翌月の 5 日まで）からみて、申立人が資格喪失した 31 年 10 月 11 日以降とみられることから、遡及訂正を行った時点で、在籍していなかった申立人については、遡及訂正の届出が行われなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人とほぼ同時期に資格取得（昭和 31 年 6 月 28 日）し、昭和

31年10月2日に資格喪失している同僚（整理番号：*番）も、申立人と同様に資格取得年月日は遡^{そきゆう}及訂正されていない。

加えて、厚生年金保険料控除についてみると、申立人は、申立期間当時、月給が2,000円（住み込み食事付き）であったが、保険料を控除されていたかどうかは記憶しておらず、申立事業所では、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡しており、保険料の控除等については不明であるとしている上、同級生の同僚2人からも、申立人の申立期間に係る保険料の控除について具体的な供述は得られなかった。

このほか、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について欠番は無く、申立人の名前は無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和21年4月11日から30年9月16日まで

勤務していたA社B工場の経営状態が悪化し、早期退職の募集の条件が退職金の上乗せであったので応募した。当時、社員は5、600人いたが、早期退職に応募した人は、かなりの人数であり、経営難なのに退職金の上乗せということは、今思えばおかしいと思うが、脱退手当金のことは、経営者や上司からは全く聞いておらず、脱退手当金を受け取っていない。もし、聞いていれば、早期退職に応募しなかったもので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給を意味する「脱手済」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年10月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所の女性従業員で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後各2年以内に資格を喪失した者のうち脱退手当金の支給要件を満たしている30人（申立人を含む。）について脱退手当金の支給状況を調査したところ、そのうち20人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月以内に支給決定されている上、申立人と同日に被保険者資格を喪失している8人についてみると、7人が脱退手当金の支給記録があり、そのうち5人は支給決定日が申立人と同日になっているほか、当時は通算年金制度創設前であることなどを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立事業所の後に勤務した事業所では、申立期間の被保険者記号番号と異なる記号番号が払い出されており、これは、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年9月10日から34年1月1日まで
申立内容は前回と同様で、新たな資料も無いが、事業所(A社)に脱退手当金の代理請求を依頼した覚えは無い。また、支給日が昭和34年8月3日になっていることが分からないし、住所を知らせていないのに誰が受け取ったのか分からない。結婚のため退職し、B県に行った同僚(旧姓:C氏)も脱退手当金を受けられるはずがなく、私も同様に、脱退手当金を受け取れるはずがない。納得できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和34年8月3日に支給決定されていることなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立人より先に結婚のため退職し、B県に行った同僚は、脱退手当金は受けられるはずがないとしているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、当該同僚は、申立事業所を退職後、脱退手当金の支給を受けていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、当該同僚は、「申立事業所から脱退手当金の説明は無かったが、事務担当者が脱退手当金の請求をしてくれて、退職金等と一緒に一時金として受け取った。自分の退職後も当該事務担当者が在籍していたのであれば、厚

生年金保険は退職時に一時金で処理されていたのではないかと思う。」と供述しており、申立人も、当該事務担当者が申立人に係る退職手続をしてくれたとしていることから、申立人が脱退手当金を受給したと考えるのが自然であり、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案973

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 5 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 7 月 1 日から 55 年 3 月 29 日まで

昭和 55 年に夫が死亡し、その後は自分の年金だけで暮らしていた。夫の死亡後に社会保険事務所へ何度か相談して遺族年金を受け取れないとの説明は受けたが、A社等に係る一時金の説明は無く、それが支払われたことは知らないし、受け取っていない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後、申立人が死亡した日から約 6 か月後の昭和 56 年 2 月 17 日に支給決定されており、支給対象月数も一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が昭和 55 年に死亡したため、申立人の妻の代わりに、申立人の娘が社会保険事務所で年金の取扱いについて相談した際、遺族年金を受給できない旨の説明を受けたとしており、申立人の妻は、申立人に係る遺族年金を受給できないことを認識していたと考えられる。そのことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人の妻から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。